

新 行 政 改 革 大 綱

～県民の県民による県民のための県政の推進～

平成11年 3 月



愛 媛 県

目 次

| | | |
|------|-----------------------|----|
| I | 基本的考え方 | 1 |
| 1 | 背景 | 1 |
| 2 | 基本目標と基本的視点 | 2 |
| 3 | 取り組み項目 | 2 |
| 4 | 推進期間 | 4 |
| II | 事務事業の見直し | 5 |
| 1 | 財政の健全運営 | 5 |
| 2 | 事務事業・補助金等の整理合理化 | 6 |
| 3 | 公共事業の効率的・効果的で公正な執行 | 8 |
| 4 | 規制緩和の推進 | 10 |
| 5 | 権限委譲の推進 | 11 |
| 6 | 民間委託の推進 | 13 |
| 7 | 会館等公共施設の適正な管理運営 | 14 |
| III | 組織・機構の見直し | 16 |
| 1 | 本庁及び地方機関 | 16 |
| 2 | 公社等外郭団体 | 17 |
| 3 | 委員会・審議会等 | 18 |
| IV | 定員及び給与の適正管理 | 20 |
| 1 | 定員管理 | 20 |
| 2 | 給与管理 | 22 |
| V | 人材の育成と公務能率の向上 | 24 |
| 1 | 人材の育成 | 24 |
| 2 | 人事交流の推進 | 28 |
| 3 | 公務能率の向上 | 29 |
| VI | 行政の情報化等行政サービスの向上 | 31 |
| 1 | 行政の情報化 | 31 |
| 2 | 窓口サービスの向上 | 32 |
| VII | 開かれた県政の推進 | 33 |
| 1 | 行政手続の適正化 | 33 |
| 2 | 情報公開の推進 | 34 |
| 3 | 監査機能の充実 | 34 |
| 4 | 県民参加の拡充 | 35 |
| VIII | 推進体制 | 37 |
| | (参考資料) | |
| 1 | 新行政改革大綱策定までの経緯 | 38 |
| 2 | 愛媛県行政改革・地方分権推進本部設置要綱 | 39 |
| 3 | 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱 | 41 |
| 4 | 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員名簿 | 42 |
| 5 | 行政改革に関する県民意識調査結果の概要 | 43 |

I 基本的考え方

1 背景

本県では、平成8年4月に、「行政改革大綱」（平成8年4月30日付け公告）（推進期間：平成8年度～平成10年度）を策定し、これまで、この大綱に基づき、事務事業の整理合理化、組織・機構の改革、行政サービスの向上などに取り組んできた。

21世紀を目前に控え、少子・高齢化、ボーダーレス化等の一層の進展、県民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まりなど社会経済情勢が大きく変化する中で、今日、地方分権は実施の段階に至り、また、規制緩和が着実に進展するなど、地方自治は、新しい時代を迎えようとしている。

したがって、地方公共団体は、今後一層、自らの責任と判断において、社会経済の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう体質を強化していくことが重要である。

特に、本県では、県民や市町村に目線を置いた自己変革に思い切って取り組み、形式主義や前例主義にとらわれない自由かつ達で風通しの良い、明るくさわやかで活力ある愛媛づくりを進めていくことが必要である。

また、バブル崩壊後の景気下支え策等支出の増大や長引く景気低迷に伴う税収の伸び悩みなどにより、国、地方を通じた財政環境は、極めて厳しい状況にあり、本県においても、行政サービスの質を低下させることなく、新たな行政課題に適切に対処していくため、行政の簡素・効率化に取り組むことが重要である。

このため、これまでの行政改革の取組実績を踏まえるとともに、学識経験者・県内各界各層代表者で構成する「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」の意見・提言や県民意識調査結果を参考としながら、平成11年度以降の本県における行政改革の基本的な取組方向を示した「新行政改革大綱」を策定する。

2 基本目標と基本的視点

上記のような策定の背景を踏まえ、「新行政改革大綱」では、以下の3つの基本的視点を念頭に置きながら、多様な角度から計画的かつ着実に行政改革に取り組むことにより、住民主権、民意反映及び住民福祉を3本柱に据えた県民の県民による県民のための県政を推進するものとする。

(基本目標)

「県民の県民による県民のための県政の推進」

(基本的視点)

- (1) 県民・市町村に目線を置いた公正で開かれた行政の展開
- (2) 地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政の徹底
- (3) 社会経済の変化に柔軟で的確に対応し得る行政の確立

3 取組項目

基本目標の実現に向けて、今後、本県が取り組む多様な行政改革の内容を分野別に以下の6項目に整理し、その着実な推進に努める。

(1) 事務事業の見直し

現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全運営に努めるとともに、事務事業・補助金等の整理合理化、公共事業の効率的・効果的で公正な執行、民間委託の推進及び会館等公共施設の適正な管理運営に取り組む。

また、県独自に設けている規制の廃止・緩和や市町村への権限委譲、県の組織内分権などを進める。

(2) 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化や新たな行政課題、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するとともに、国の各種制度改革や中央省庁等の再編を視野に入れながら、自主性・自立性のある施策展開が可能な組織・機構の整備に努める。

また、公社等外郭団体や委員会・審議会等の簡素・効率化に努めるとともに、その有効活用を図る。

(3) 定員及び給与の適正管理

徹底したスクラップ・アンド・ビルドや事務事業の見直しなどにより、厳正な定員管理を堅持するとともに、定員管理の数値目標を設定し、その着実な実行に努める。

また、人事委員会の勧告を尊重し、適正な給与水準及び給与制度の維持管理に努める。

(4) 人材の育成と公務能率の向上

「人材育成の基本方針」に基づき、研修体系、研修内容の充実・多様化を図るほか、国や他県、市町村との人事交流を推進する。

また、事務処理の迅速化、執務環境の改善、能力主義に基づく人材の登用、仕事の進め方や制度・システム等の改善などにより、公務能率の向上に努める。

(5) 行政の情報化等行政サービスの向上

基幹情報通信ネットワークシステムの整備検討を行うとともに、高度情報通信技術を積極的に活用して、行政情報の電子化、事務事業のシステム化・ネットワーク化に取り組む。

また、県民に目線を置いた親切で優しい県庁づくりを念頭に、的確かつ迅速な事務処理、相談業務の充実、応対職員の資質向上、窓口環境の改善、施設・設備の整備などに努める。

(6) 開かれた県政の推進

行政手続の適正化、情報公開の推進、監査機能の充実に努め、県民の理解と信頼を深める。

また、県民参加の開かれた県政を推進するため、広報広聴の在り方を検討し、県政広報活動や情報提供体制の拡充、広聴機能の充実などに努める。

さらに、ボランティアやNPOなど民間非営利部門との協力、役割分担の在り方についての研究などを進める。

4 推進期間

我が国における諸制度改革のスケジュールを勘案するとともに、昨今の社会経済の急激な変化に適切に対応するため、「新行政改革大綱」の推進期間は、平成11年度から平成13年度までの3年間とする。

II 事務事業の見直し

1 財政の健全運営

(これまでの取組)

緊急性や優先度を踏まえた事業の実施、財源措置のある県債の優先的発行、財政調整基金の活用、事務事業におけるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、経費の節減、自主財源の確保などに取り組んできたところであり、その結果、本県の経常収支比率は75.1パーセント（平成9年度）、公債費比率は7.7パーセント（同）であり、全国的にみて健全な財政状況を維持している。

(今後の方向)

本県の財政を取り巻く環境は、県税収入や地方交付税収入の大幅な伸びが期待できない中で、今後、県債の元利償還金の増嵩、景気対策としての公共事業・県単独事業の追加などにより、厳しさを増すことが懸念される。

このような状況の下、高齢化社会の進展など社会経済情勢の変化や多様化・高度化する県民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくためには、なお一層の健全財政維持に向けた取組が重要である。

このため、健全財政維持のための方策を示した「財政健全化指針」を策定する。

また、歳出面では、事務事業や補助金等の整理合理化などに合わせて、財源の重点的・効率的な配分に努める。

歳入面では、地方税・地方交付税など一般財源の充実を全国知事会等を通じて国に働き掛けるとともに、引き続き、県税収入の確保や後年度の財政運営に配慮した県債発行の適正管理に努める。

なお、使用料・手数料については、社会経済情勢の推移に即応した適正な料金設定を行い、受益と負担の公平性を確保する。

(推進事項)

①「財政健全化指針」の策定

- 歳入・歳出両面にわたる健全財政維持のための方策を示した「財政健全化指針」の策定

②財源の重点的・効率的な配分

- 緊急性や優先度を踏まえた事業の実施
- 予算編成に当たっての事務事業評価システムの導入検討
- 財源面で最も有利な事業手法の選択

③歳入の確保

- 国に対する地方税財源の充実確保の働き掛け
- 効率的な滞納整理による徴収率の向上、滞納繰越額の縮減
- 効率的な賦課徴収体制の整備検討
- 後年度の財政運営に配慮した県債発行の適正管理
- 受益と負担の公平性確保を前提とした使用料・手数料の適正な設定

2 事務事業・補助金等の整理合理化

(これまでの取組)

行政関与の度合い、経費負担の在り方、行政運営の効率性の確保などの点から、補助金等を含む事務事業全般の見直しを行い、目的の達成されたものや社会経済情勢の変化により必要性が乏しくなったものの廃止・縮小・統合など、その整理合理化に努めてきた。

(今後の方向)

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応し、県民への行政サービスの向上を図っていくためには、前例にとらわれることなく、より一層の事務事業・補助金等の整理合理化に取り組むことが重要である。

このため、機関委任事務制度の廃止、国の関与の廃止・縮減、市町村への権限委譲の拡大など、地方分権の進展に伴い、地方が自主的・主体的に決定し処理することのできる分野の拡大を念頭に置きながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、事務事業の廃止・縮小・統合やメニュー化、終期の設定、民間の経営手法の導入など運用の改善、事務的経費の節減に取り組む。

特に、補助金等については、国が行う国庫補助金等の整理合理化に留意しながら、補助金等の廃止・縮小・統合を進めるとともに、存続する補助金等については、補助条件の適正化、事務手続の簡素化など運用・関与の改善に努める。

なお、国庫補助金等について、当該国庫補助金等を廃止・縮小しても、引き続き実施が必要な事業に対する所要財源の確保については、今後とも、国に対して、必要十分な地方税財源を確保するよう働き掛けを行う。

(推進事項)

①廃止・縮小・統合等

- 目的の達成されたものや行政関与の必要性が薄れたものの廃止・縮小・統合
- 地方分権や規制緩和の進展に対応した廃止・縮小・統合
- 類似の目的・効果を有するものの統合・メニュー化
- 零細補助金等の整理
- サンセット化の推進
- スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- 国庫補助金等の廃止・縮小後も引き続き実施が必要な事業に対する地方税財源の確保

②運用・関与の改善

- 地方分権や規制緩和の進展に対応した運用・関与の改善
- 提出書類の削減、様式の標準化など事務手続の簡素化
- 処理期間の短縮化
- 民間の経営手法や発想の導入
- 第3セクター方式の活用
- 補助対象、補助率等補助条件の適正化

③事務的経費の節減

- 費用対効果を踏まえたコスト意識の徹底
- OA機器を活用したペーパーレス化の検討
- 書類や印刷物等のA判化

④環境に配慮した事務事業の執行

- 「環境保全率先行動計画」に基づく省エネルギー、省資源対策等の推進
- ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得の検討

3 公共事業の効率的・効果的で公正な執行

(これまでの取組)

限られた財源の中で社会資本の着実な整備を図るため、効率的・効果的な公共事業の執行に向けた様々な取組を展開している。

まず、平成9年10月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」(推進期間：平成9年度～平成11年度)を策定し、工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減などに取り組んでいる。

公共工事コスト削減の施策分野及び数値目標

公共工事の計画から施工に至るまでの各分野で広範囲にコスト削減を行い、全体として、公共工事のコストを少なくとも10パーセント以上削減する。

○工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化等により、6パーセント以上削減

○工事構成要素のコスト削減、工事実施段階での合理化・規制緩和等により、4パーセント以上削減（努力目標）

また、公共事業評価として、継続事業については、平成10年9月に「公共事業再評価委員会」を設置し、長期にわたる事業等の必要性を再評価し、その結果に基づき、継続・休止・中止の判断を行うとともに、新規事業については、同年12月に、「公共投資評価指標」を策定し、事業実施目的の明確化、事業実施過程の客観化・透明化に努めるほか、実例価格の把握や年2回の改定による適切な設計単価の設定などに取り組んでいる。

このほか、一般競争入札の採用、工事完成保証人制度の廃止とこれに伴う新たな履行保証制度の導入、低入札価格調査制度の全工事での採用、工事等に係る予定価格等の事後公表など、入札・契約制度の改善策を着実に実施し、効率的・効果的な公共事業執行の前提となる透明性の高い競争環境の整備に努めている。

（今後の方向）

21世紀を展望した社会資本の着実な整備を図るためには、本県の地域特性等を考慮しながら、効率的かつ効果的な公共事業の執行と公平、公正な発注体制の整備に取り組むことが重要である。

このため、「公共工事コスト削減対策に関する行動計画」に基づくコスト削減対策や「公共事業再評価システム」による長期継続事業等の妥当性の検討、「公共投資評価指標」による重点的、効率的な投資に取り組む。

また、入札・契約手続とその運用については、一層の公平性・透明性・競争性の確保に努める。なお、国の動向等を見極めながら、民間資金を活用した社会資本整備（PFI）など新たな社会資本整備手法の導入についても研究を進める。

(推進事項)

- 「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づくコスト縮減対策の実施
- 「公共事業再評価システム」による長期継続事業等の妥当性の検討
- 「公共投資評価指標」を活用した重点的かつ効率的な投資の実施
- 入札・契約手続・運用における公平性・透明性・競争性の確保
- 新たな社会資本整備手法の導入についての研究

4 規制緩和の推進

(これまでの取組)

規制緩和は、我が国の経済社会を国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正なものとしていくことを目的としており、基本的に、その推進には法改正など国レベルの取組が前提となる。

このため、条例、規則等に基づき県が独自に設けている許認可等について、県民の利便性の向上の観点から、規制の廃止・緩和、事務手続の簡素化、処理期間の短縮化などに努めている。

(今後の方向)

規制緩和は、民間活力の維持向上、県民負担の軽減、行政手続の簡素化に資するものである。

このため、国の規制緩和については、「規制緩和推進3か年計画」に基づく国の取組状況を見極めながら、県民の立場に立って適切に対処していく。

また、県が独自に設けている規制については、国の規制緩和と併せて、社会経済の変化や技術革新の進展などに対応して見直しを行い、必要性の薄れたものの廃止・緩和、事務手続の簡素化、処理期間の短縮化などの措置を実施する。

特に、県が条例等に基づき県民に求めている認印の押印については、国の「押印見直しガイドライン」を踏まえて、廃止を含めた見直しを行う。

(推進事項)

- 県民の立場に立った国の規制緩和への適切な対応
- 県独自に設けている規制の廃止・緩和、事務手続の簡素化、処理期間の短縮化
- 県民に求めている認印の押印の見直し

5 権限委譲の推進

(これまでの取組)

地方における独自の分権推進の一環として、昭和54年から、170事項にわたる知事権限を市町村長へ委譲してきた。

さらに、平成8年4月には「地方分権推進大綱」を策定し、この大綱を踏まえ、平成9年4月に124事項の知事権限を市町村長へ、また、平成10年4月の松山市保健所設置に伴い80事項の知事権限を松山市長へ委譲した。

また、県の組織内においても、下位権者及び地方機関に対する権限委譲を実施してきた。

(今後の方向)

国においては、今後、「地方分権推進計画」に基づき、法令の改正による国・県から市町村への権限委譲を進めるとともに、県が条例を制定し、県の処理する事務の一部を市町村に委託できる制度を創設することとしている。

また、松山市においては、平成12年4月からの中核市への移行を目指して、現在、準備作業が進められている。

このため、県としては、県と市町村との間に対等・協力の新しい関係を構築することを基本に、国のこれらの制度改革、更には、松山市の中核市への移行に適切に対応しながら、可能なものから市町村への権限委譲を進める。

また、地方分権の時代にふさわしい受け皿づくりとして、市町村が自ら取り組む市町村合併や広域行政制度の活用に対して支援を行う。

県の組織内分権については、事務の効率的・効果的な執行、行政サービスの向上などの観点から、下位権者及び地方機関に対する権限委譲を積極的に推進するとともに、各部局及び地方機関が自らの責任と判断で主体的に事務事業を執行できるシステムの整備に努める。

なお、地方の自主性、自立性を高め、明るくさわやかで活力ある地域づくりを実現していくためには、国から地方への権限と財源の再配分を一層進めることが重要であることから、国に対して、更なる権限委譲や地方税財源の充実確保を働き掛けていく。

(推進事項)

①市町村への権限委譲

- 「地方分権推進計画」に基づく法令改正を踏まえた新たな権限委譲の検討
- 松山市の中核市への移行に伴う新たな権限委譲の検討
- 現行の事務委任規則に代わる県条例の制定

②市町村への支援

- 「市町村合併推進要綱（仮称）」の策定・提示
- 市町村合併や広域行政制度についての情報提供・助言

③県の組織内における権限委譲

- 下位権者及び地方機関への権限委譲の推進
- 各部局及び地方機関が自らの責任と判断で主体的に事務事業を執行できるシステムの整備

④国から地方への権限委譲

- 国に対する権限委譲や地方税財源の充実確保の働き掛け

6 民間委託の推進

(これまでの取組)

行政責任の確保、プライバシーの保護等に留意しながら、施設の維持管理業務や専門的な知識・技術を要する業務、地域や関係分野の実情に合った事業活動を展開すべき業務などについて、民間委託を実施してきた。

(今後の方向)

行政運営の効率化、県民サービスの向上、民間の活力やノウハウの活用などの視点から、民間委託の実施が適当な業務については、行政の適正な管理監督の下、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

(推進事項)

- 会館等公共施設の管理運営など民間活力を活用することにより事業効果が上がる業務の委託
- 調査、研究、デザイン、測量、設計など専門的な知識や技術を必要とする業務の委託
- イベント、セミナー、研修、講座など民間が実施する方が地域や関係分野の実情に合った事業活動が展開できる業務の委託

7 会館等公共施設の適正な管理運営

(これまでの取組)

新たな会館等公共施設の整備は、当該施設の必要性、役割・機能、運営方法、利用見込みを多角的に検討した上で実施してきた。

特に、財源措置、将来の財政負担等については、大規模県有施設整備基金や県有施設維持管理基金を活用し、後年度に財政面での過大な負担が掛かることのないよう留意してきた。

また、施設管理の面では、施設の持つ機能を十分に発揮させるため、適正な監督の下、民間委託を積極的に行うとともに、施設運営の面では、サービスの向上と運営の効率化を図るため、資格・専門的技能を有する職員の配置、職員の資質・能力の向上、適正な組織の整備に努めるほか、地域に密着したアイデアや魅力ある企画の実施、類似施設間の連携などに努めてきた。

(今後の方向)

県民の教育・文化・スポーツ・福祉等の向上を基本に、計画的な施設整備に努めるとともに、施設の機能を十分に発揮させる効果的な運営や価値観の多様化に対応した有効な利活用が図られるよう、効率的な組織や適切な人員の配置、職員の資質・能力の向上、管理運営の民間委託、類似施設間のネットワークづくり、県民ニーズに対応した企画・イベントの実施、ボランティアの活用、利便性を考慮した利用時間の設定などに努める。

なお、利用料金については、公共性の高いサービスを提供している施設においては、無料又は低廉な料金を設定するとともに、施設の設置目的、公共性、機能、運営方法、更には、類似施設との均衡などを総合的に検討し、利用者の利用しやすい料金体系の設定に努める。

(推進事項)

- 計画的な公共施設の整備
- 効率的な組織・適切な人員の配置
- 職員の資質・能力の向上
- 適正な監督の下での積極的な管理運営の民間委託
- 類似の施設間のネットワークづくり
- 県民ニーズに対応した企画・イベント等の実施
- 県民の利便性を考慮した利用時間の設定
- 利用者の利用しやすい料金体系の設定

III 組織・機構の見直し

1 本庁及び地方機関

(これまでの取組)

社会経済の変化や多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織・機構づくり、重要課題に総合的かつ機能的に対応できる組織・機構づくり、県民ニーズに的確かつ弾力的に対応できる組織・機構づくりを目指して、部局の再編、課の統廃合、地方機関の統廃合などに努めてきた。

(今後の方向)

今日、地方分権の進展により、地方自治は、新しい時代を迎えようとしており、本県においても、高齢化・国際化・情報化などの社会経済情勢の変化や新たな行政課題、多様な県民ニーズに即応した施策を、自らの責任と判断で、柔軟かつ的確に推進できるよう執行体制を充実強化することが重要である。

このため、引き続き、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による簡素で効率的な組織・機構づくりを基本に、県民本位の県政が着実に推進できるよう県政の重要課題に総合的かつ機能的に対応できる組織・機構づくり、県民ニーズに的確かつ弾力的に対応できる組織・機構づくりに努める。

また、機関委任事務制度の廃止、必置規制の改廃、規制緩和の推進など国の制度改革や中央省庁等の再編に対応して、自主性・自立性のある施策展開が可能な組織・機構づくりに取り組む。

(推進事項)

- 簡素で効率的な組織・機構づくり
- 県政の重要課題に総合的かつ機能的に対応できる組織・機構づくり
- 県民ニーズに的確かつ弾力的に対応できる組織・機構づくり
- 地方分権等の進展に対応した、自主性・自立性のある施策展開が可能な組織・機構づくり

2 公社等外郭団体

(これまでの取組)

公社等外郭団体は、その機動性・弾力性・効率性を発揮して、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応できる機能を備えており、この特性を発揮できる分野については、その必要性、収支見通しなどを十分吟味した上で設立してきた。

また、県の出資率25パーセント以上の団体や知事等が代表者となっている団体については、既に設立の目的を達成したものの廃止、類似業務を行っているものの統合を進めてきたほか、基金運用の改善や組織、定数等の見直し、職員採用、人事、給与など人事管理の適正化や業務執行の効率化に努めている。

(今後の方向)

今後とも、事業の進捗状況や活動実態について点検を行うとともに、低金利状態が続く中で、自立・自助努力を基本としたより一層の効率的運営を図るため、前例にとらわれることなく、組織や人員配置の見直しや業務内容の改善などに努める。

また、設立目的、業務内容、運営状況について検討し、事業の総合性や規模の経済性・利便性の向上などの観点から条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

(推進事項)

- 組織・定数等の見直し
- 職員採用・人事・給与等人事管理の適正化
- 事務事業の見直し、業務範囲の見直しなど業務内容の改善
- 事務経費の一層の削減
- 基金運用の改善
- 類似の事業を実施しているもの等の統合や運営の一元化

3 委員会・審議会等

(これまでの取組)

県民各界各層の幅広い意見や各種分野の専門的意見を県政に反映させるため設置している委員会・審議会等については、組織、委員定数、運営方法などの見直しを行うとともに、「愛媛県女性行動計画」に基づき、女性の積極的な登用に努めてきた。

また、社会経済情勢や行政課題の変化により、実質的に形骸化しているものや国の必置規制の改廃に伴い廃止等が可能なものについては、本県の実情を踏まえた上で、廃止、縮小及び統合を行ってきた。

(今後の方向)

委員会・審議会等については、民意や専門的意見を県政に反映させるものとして活用することが基本であり、設置目的に合わせて、県民各界各層からの積極的かつ建設的な意見が反映されるよう、女性や若者を含めた幅広い分野からの人材登用、委員定数の見直しを行うとともに、効果的かつ計画的な開催、運営方法の改善に努める。

また、設置目的に見合ったものとして機能していない委員会・審議会等については、廃止等の措置を行う。

| | |
|----------|-----------------|
| 女性登用率の目標 | 平成12年度末 20パーセント |
|----------|-----------------|

さらに、新たな委員会・審議会等は、設立の意義や目的及び活動の方針が明確であり、施策展開のため必要であるものに限って、スクラップ・アンド・ビルドを基本に設置することとし、その際、終期を設定し、存続期間を必要最小限とする。

なお、国の必置規制に基づき設置している委員会・審議会等については、「地方分権推進計画」に基づく国の制度改正を踏まえ、本県の実情に即し適切に対応する。

(推進事項)

- 女性や若者を含めた幅広い分野からの人材登用
- 委員定数の見直し
- 効果的かつ計画的な開催、運営方法の改善
- 設置目的に見合ったものとして機能していないものの廃止等
- スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- 存続期間の終期の設定
- 国の必置規制の廃止・緩和に対する適切な対応

IV 定員及び給与の適正管理

1 定員管理

(これまでの取組)

事務事業や組織・機構の整理合理化、業務の民間委託、事務のOA化などを積極的に推進し、厳しい定員管理に努めてきた。

特に、職員の適正な配置数については、毎年度、すべての業務量を精査・点検するとともに、新規行政需要に対しては、スクラップ・アンド・ビルドにより対応するなど、定員の縮減及び増員の抑制に努めている。

なお、定員の状況については、県民の理解と協力を得るため、平成8年度からその公表を行っている。

(今後の方向)

今後、規制緩和や中央省庁等の再編などへの適切な対応はもとより、地方分権の進展に対応し、本県が地域における総合的な行政主体として、より一層、積極的な施策展開が可能となるよう、弾力的かつ効果的な職員配置に努めることが重要である。

また、厳しい財政状況を踏まえ、人件費の増大と行政の肥大化を抑制することが求められている。

このため、厳正な定員管理の堅持を基本に、本県の行財政の在り方にふさわしい定員管理の数値目標を以下のとおり設定し、その取組状況を公表していく。

【定員管理の数値目標】

本県においては、平成9年度及び平成10年度に一般行政部門職員数を53人（1.1パーセント）削減しており、現在、自治省の第6次定員モデルを12人下回っている。

平成13年度の定員管理の数値目標については、一般行政部門職員数が過去最大となった平成7年度及び平成8年度の水準と比較して124人（2.6パーセント）を減じ、平成2年度の水準となるよう、今後3年間に71人（平成10年度比1.5パーセント）を削減する。

- ・計画期間 平成13年度（新行政改革大綱の終了年度）までの3か年間
- ・対象 一般行政部門の職員数
- ・目標数値 平成10年度の一般行政部門の職員数の1.5パーセント（71人）を削減する。

この数値目標を踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより、定員の縮減及び増員の抑制に努める。

また、職員の配置については、行政需要の動向を見極め、真に増員が必要な分野に対して、重点的に配置する一方で、必要性が薄れたり、目的を達成した分野の職員については、着実に削減するなど、特定の部門や職種に偏らない、柔軟できめ細かな定員管理を目指す。

必置規制の廃止・緩和など国の制度改革に対しても、行政の総合化・効率化の観点から、本県の実情に即して所要の見直しを行い、真に必要な行政体制の構築と適正な職員配置に努める。

さらに、平成13年度からの公的年金の満額支給開始年齢の引上げに対応した、新たな高齢者再任用制度の検討を行う。

(推進事項)

- 目標数値を踏まえた計画的な定員管理
- 定員管理状況の公表
- スクラップ・アンド・ビルドの徹底による適正な職員配置
- 組織・機構の簡素合理化、事務事業の整理合理化、業務の民間委託、事務のOA化などによる定員の縮減
- 能率的な仕事の進め方や制度・システムの改善等による増員の抑制
- 中長期的視点に立った計画的な職員採用
- 必置規制の廃止・緩和などに対応した職員の適正配置の検討
- 新たな高齢者再任用制度の検討

2 給与管理

(これまでの取組)

給与の内容や水準は、県民の理解と支持を得られるものでなければならない。このため、国や他県及び民間との均衡の原則に立って、適正な給与制度の運用に努めるとともに、その実態を公表している。

また、社会経済情勢の変化や職務内容、職務遂行環境の変化を踏まえた制度の改正及び経費の節減合理化の一環として、特に、特殊勤務手当については、その支給対象となる業務が真に著しく危険、不快、不健康又は困難であるか、支給額、支給対象業務の範囲及び支給方法が適切であるかについて抜本的な見直しを行い、平成10年度に手当の廃止、支給対象業務の縮小、月額手当の日額化などの措置を講じた。

さらに、給与支給の安全性の確保、支給事務の簡素化及び職員の利便性の向上を図るため、職員給与の口座振込制度を平成10年度に導入した。

(今後の方向)

人材の確保と職員の士気の高揚に配慮しながら、厳しい財政状況の中で、一職一級制を基本とする職務給の原則を堅持するとともに、生計費や民間事業従事者との均衡を考慮した人事委員会の勧告を尊重し、適正な給与水準の維持に努める。また、給与実態については、公表を通じて県民の理解が得られるよう努める。

さらに、諸手当についても、社会経済情勢の変化を踏まえた適正管理に努める。

なお、平成13年度からの公的年金の満額支給開始年齢の引上げに対応する新たな高齢者再任用制度の根幹となる給与制度については、国の動向を見極めながら、本県の実情に応じた在り方や運用を検討する。

(推進事項)

- 一職一級制を基本とする職務給の原則の堅持
- 人事委員会の勧告を尊重した適正な給与水準の維持
- 給与実態の公表
- 社会経済情勢の変化を踏まえた諸手当の適正な管理
- 新たな高齢者再任用制度に対応した給与制度の在り方や運用の検討

V 人材の育成と公務能率の向上

1 人材の育成

(これまでの取組)

研修所における集合研修を中心に、各所属毎の職場研修や職員自身の自己啓発に対する支援を通じて、職員の資質の向上と能力の開発に努めてきた。

また、地方分権の進展に対応するため、職員の意識改革と政策形成能力の向上に重点を置いた研修所の研修課程の充実を図るとともに、国の省庁や国際化関係機関等に職員を派遣し、高度で実践的な行政能力や国際化に対応した実務能力を備えた人材の育成に努めてきた。

(今後の方向)

地方自治の新しい時代に的確に対応していくためには、職員一人ひとりの意識を高めるとともに、その能力や可能性を最大限に引き出し、自ら考え行動する職員を育成していくことが不可欠である。

このため、以下の「人材育成の基本方針」に基づき、研修所における研修体系や研修内容の充実・多様化、職員の派遣研修の推進、職場研修や自己啓発に積極的に取り組む学習的職場風土の醸成など、質の高い人材の育成を総合的に進める。

【 人 材 育 成 の 基 本 方 針 】

(人材育成の目標)

地方自治の新しい時代を迎えて、県の果たすべき役割は、ますます重要となっており、今後は、自らの責任と判断の下に、多様化、高度化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、自主性、自立性を発揮した施策を効果的かつ効率的に推進し、明るくさわやかで活力ある地域社会の構築に努めていかなければならない。

このような観点から、個々の職員が常に目的意識と意欲を持ち、その能力を最大限に発揮しながら行政運営に当たることが求められている。

また、職員には、県民に目線を置き、県民の立場に立って職務を遂行するという基本姿勢を徹底することはもとより、県民の負託に応え得る使命感や倫理観、県民に親切で優しい態度で接することのできるぬくもりのある人間

性、新しい時代に対応できる先見性、創造性、実践力など、高い資質が求められている。

このため、次の目標に重点を置いて、より広範囲に研修の充実強化等に努め、本県の将来を担うにふさわしい人材の育成を進める。

- 職員の発想の転換と意識改革
- 地方分権を支える政策形成能力や企画能力の強化
- 国際化・情報化への対応力の養成
- 県民の負託に応える使命感と倫理観の確立
- 柔軟な知性と高い感性のかん養
- 活力があり、学習的風土のある職場づくりの推進

(人材育成の方策)

職員の資質の向上及び能力開発を図るため、研修所研修、職場研修及び自己啓発を3つの柱として研修制度の充実強化に努めるとともに、それぞれの特性を生かしながら、相互に連携を保った総合的な取組を進める。

また、高度な専門知識や実践的な行政能力、国際感覚や国際実務能力を備えた職員の養成を図るため、国の省庁や国際化関係機関等への職員派遣を推進する。

(1) 研修所研修

本来の職務を離れて一定期間集中的に研修に専念することができる研修所研修は、職務遂行に必要な知識や技術を体系的かつ効果的に習得できる手法として従来から人材育成の中核となっている。

階層別研修を基本として、政策研究研修、特別研修、専門研修など、それぞれの研修課程を充実強化するとともに、各階層ごとに求められる能力の重点的・効果的な開発向上に努める。

また、民間企業との合同研修や社会福祉施設等での体験実習等を通じて、職員の発想の転換と意識改革を促進するとともに、地域の国際化や情報化など社会経済情勢の変化に対応できるよう研修科目を整備充実し、国際化対応能力や情報化対応能力の向上を図る。

今後、各階層別に重点的に開発向上すべき能力は、次のとおりとする。

○一般職員

担当業務についての専門能力、問題提示・解決力、事務改善力、法務能力、企画立案力 等

○係 長

政策立案力、政策法務能力、指導・育成力、計画力、情報収集・分析力 等

○課長補佐

政策構成・企画力、意思疎通力、調整力、指導力、対人能力 等

○課 長

政策決定・実践力、意思決定力、リーダーシップ、情報管理力、折衝力、組織管理力 等

(2) 職場研修

職場研修は、活力ある職場づくりや学習的職場風土の醸成に不可欠であり、また、日常の仕事を通じて個々の職員に必要な知識、技能、執務態度等を身に付けさせることができ、職員の個人の特性に応じたきめ細かな指導ができる研修として、特に新規採用職員や中堅職員の育成に重要な研修である。

このため、管理監督者を始めとする職員の職場研修への意識の高揚、職場研修の手引きの積極的な活用、研修所研修を通じた事例紹介や職場研修の効果的手法の普及など、職場研修の一層の充実強化を図るとともに、各職場における日常の仕事を通じて、県民の立場に立った職務遂行の基本姿勢を定着させる。

(3) 自己啓発

人材育成は、職員自身の意欲や主体性によるところが大きく、研修所研修や職場研修に合わせて、職員自身による自己啓発への取組が重要である。

このため、職員一人ひとりが自己啓発に取り組みやすい職場風土づくりに努めるとともに、自主研究グループに対する支援、研究発表の機会の提供及び通信教育受講や語学学校通学への助成など自己啓発を積極的に支援する制度の充実を図る。

(4) 派遣研修

派遣研修には、広範な専門知識や高度な実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図ることができるといった利点がある。

このため、国際化、情報化、高齢化など社会経済情勢の急激な変化を踏まえ、県の重要課題や先進的施策に対応できる人材の養成を図ることができるよう、国の省庁、海外や国際化関係機関等への職員派遣を推進する。

(推進事項)

①研修所研修

- 階層別研修を基本とした研修所研修の拡充・強化
- 各階層別に求められる能力開発の重点的かつ効果的な推進
- 民間企業との合同研修や社会福祉施設等での体験実習等による職員の発想の転換と意識改革の促進
- 研修科目の充実による国際化対応能力や情報化対応能力の向上

②職場研修

- 活力ある職場づくりや学習的職場風土の醸成
- 職場研修の手引の積極的な活用、事例紹介、効果的手法の普及
- 県民の立場に立った職務遂行の基本姿勢の定着

③自己啓発

- 自主研究グループの支援、研究発表の場の提供、通信教育や語学学校への通学助成など自己啓発の支援制度の充実

④派遣研修

- 社会経済情勢の変化を踏まえた国の省庁や海外等への職員派遣

2 人事交流の推進

(これまでの取組)

国や他県、市町村との人事交流を行い、幅広い人材ネットワークの形成や連携・協力関係の強化、職員の視野の拡大等に努めてきた。

特に、市町村との人事交流については、行政能力の向上を図るため、市町村職員を受け入れて実務研修を実施するとともに、県からも市町村が計画し、又は実施する重要プロジェクトの推進や市町村の専門技術力の強化が図られるよう、市町村の要望を踏まえて、事務職員に限らず土木、農林分野等の専門知識を有する技術職員を含む幅広い職種の職員を派遣している。

(今後の方向)

行政の高度化や専門化、県政の重要課題や県域を超えた行政課題に対応するため、今後とも、国や他県との人事交流を推進する。

また、市町村では、地方分権の進展に合わせて、国や県からの事務権限の委譲などに対応し得る受け皿づくりに取り組むことが急務となっていることから、県と市町村の対等・協力の新しい関係の構築を基本に、市町村職員の県への受入れ、県から市町村への専門職員の派遣を積極的に行うとともに、町村会等が主催する研修への講師の派遣や助言など交流の充実・拡大に努め、市町村の行政能力の向上を支援する。

(推進事項)

- 県政の重要課題等を勘案した国及び他県との人事交流
- 積極的な市町村職員の受入れ及び市町村への専門職員の派遣
- 市町村の研修等への講師の派遣や助言

3 公務能率の向上

(これまでの取組)

事務事業などのスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、庁内における仕事の進め方や制度、システムの見直し、権限の委譲に取り組むほか、人事管理面でも、職員の能力の発揮と士気の高揚を図りながら、適材適所の人事配置を行い、公務能率の向上に努めてきた。

また、職員による小集団活動や自主研究グループ活動、施策の提案などを通じて、職員の自主的かつ主体的な事務事業の改善を促進してきた。

(今後の方向)

多様化・高度化する県民ニーズにきめ細かく対応していくためには、限られた職員数や財源を有効に活用しつつ、経営感覚に立脚した取組を進め、公務能率の向上に努めることが重要である。

このため、事務事業の廃止・縮小・統合、不要な業務の削減、公文書のファイリングシステムの活用、ファクスなどOA機器を活用した事務手続の迅速化、ペーパーレス化の検討などに努めるとともに、執務スペースの効率的な活用を図り、執務環境の整備に取り組む。

また、能力主義に基づく女性や技術職・専門職の人材登用、意欲ある人材発掘のための庁内公募制の導入検討及び適材適所の人事配置を行い、責任の明確化と士気の高揚を図るとともに、仕事の進め方や制度・システム等を改善し、伸び伸びとした風通しの良い環境の中で、職員相互の自由闊達な論議が行われる体制を整備する。

さらに、自主研究活動の支援や提案制度の充実、職員の時間管理意識の啓発に取り組むほか、職員の心身のリフレッシュを促すため、超過勤務の縮減及び年次休暇の取得の促進を図る。

(推進事項)

- 事務事業などのスクラップ・アンド・ビルドの徹底
- 不要な業務の削減
- 公文書のファイリングシステムの有効活用
- ファクスなどOA機器を活用した事務手続の迅速化やペーパーレス化の検討
- 執務スペースの効率的な活用など執務環境の整備
- 能力主義に基づく女性や技術職・専門職の人材登用
- 意欲ある人材発掘のための庁内公募制の導入検討
- 適材適所の人事配置
- 職員による自主研究グループ活動や提案制度の充実
- 仕事の進め方や制度、システム等の改善
- 職員の時間管理意識の啓発
- 超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進

VI 行政の情報化等行政サービスの向上

1 行政の情報化

(これまでの取組)

2度にわたり「行政事務OA化計画」を策定し、全庁的なOA機器の導入、大型コンピュータの適用業務の拡大とオンラインシステム化、行政情報データベースの開発などを行うとともに、研修所における情報化研修、インターネットを活用した県民への行政情報の提供などに努めてきた。

また、平成10年度には、財務会計オンラインネットワークを活用した簡易な本庁ネットワークを整備するとともに、共通事務支援システムを試験的に導入し、電子メールや施設予約などの新たな事務処理の試行を開始した。

(今後の方向)

行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で、行政の情報化は極めて有効な方策であり、高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮しつつ、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化・ネットワーク化等に積極的に取り組むことが重要である。

このため、県民、市町村と県とを結ぶ基幹情報通信ネットワークシステムの整備検討を行うとともに、庁内においても、既に取り組んでいる本庁ネットワークを更に発展させた全庁的な庁内LANの構築について検討を行う。

また、高度情報化社会に対応できる人材の育成に取り組むとともに、高度情報通信機器を活用した広報広聴機能の充実や事務手続の迅速化に努める。

(推進事項)

- 県民、市町村と県とを結ぶ基幹情報通信ネットワークシステムの整備検討
- 庁内LANの構築についての検討
- 研修所における情報化研修等の充実強化
- 高度情報通信機器を活用した広報広聴機能の充実や事務手続の迅速化

2 窓口サービスの向上

(これまでの取組)

対応のマニュアルを作成し職員への周知徹底を図ることにより、来庁者に対する丁寧かつ的確な対応に努めるとともに、分かりやすい案内表示や高齢者等に配慮したエレベーター、障害者用の点字、車いす等の設置など窓口環境の改善や利用しやすい施設・設備の整備を進めてきた。

また、本庁に県民総合相談プラザを、各地方局に県民相談プラザを設置し、来庁者に対して必要に応じ担当課職員を交えて対応を行うなど適切な案内・相談業務の実施に取り組んできた。

(今後の方向)

適切な接遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正など、職員の応接の改善に努め、県民に目線を置いた親切で優しい県庁づくりに取り組むことが重要である。

このため、的確かつ迅速な事案処理に努めるとともに、県民の立場に立った相談業務の実施、対応職員の資質向上、役所言葉の見直し、県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実、さらには、高齢者や障害者に配慮した窓口環境の改善、利用しやすい施設・設備の整備に努める。

(推進事項)

- 的確かつ迅速な事案の処理
- 県民の立場に立った相談業務の充実
- 対応職員の資質向上
- 役所言葉の見直し
- 県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実
- 高齢者や障害者に配慮した窓口環境の改善
- 利用しやすい施設・設備の整備

VII 開かれた県政の推進

1 行政手続の適正化

(これまでの取組)

平成6年10月に、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする行政手続法（平成5年法律第88号）が施行されたことを受け、同法の適用対象となる法律等に基づく処分等について、審査基準等を定める要綱を設け、その適正な運用に努めるとともに、同法が適用されない条例、規則に基づく処分等についても、平成8年4月に愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）を施行し、法律等に基づく処分等に準じた審査基準等を定め、その適正な運用に努めている。

また、規制緩和推進の観点から、県が独自に設けている許認可等の規制の廃止・緩和や事務手続の簡素化・迅速化に取り組んでいる。

(今後の方向)

県民の権利利益の保護と利便性の向上、さらには、規制緩和の推進の観点に立って、行政処分等に関する客観的で明確な判断基準の設定や迅速な事務処理の実施など、行政手続の適正化に取り組むことが重要である。

このため、行政手続法及び愛媛県行政手続条例の適正な運用に努めるとともに、同条例の対象でない事務事業についても、それぞれの所管するところにおいて、同条例の趣旨を踏まえた対応に努める。

また、県が独自に設けている規制の廃止・緩和に取り組むとともに、パソコンやファクスの活用、大型コンピュータの利用、高度情報処理システムの導入等により提出書類の削減、処理期間の短縮など事務手続の簡素化・迅速化を図る。

(推進事項)

- 行政手続法及び愛媛県行政手続条例の適正な運用
- 行政手続条例の対象でない事務事業の同条例の趣旨を踏まえた対応
- 県独自に設けている規制の廃止・緩和
- パソコンやファクスの活用等による提出書類の削減、処理期間の短縮など事務手続の簡素化、迅速化

2 情報公開の推進

(これまでの取組)

県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、平成6年1月に愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号）を施行し、プライバシーの保護に十分配慮しながら、その適正な運用に努めてきたところであり、さらに、平成11年1月からは、県民の知る権利を明記した愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）を施行した。

(今後の方向)

公正で開かれた県政を推進し、県民の県政に対する理解と信頼を更に深めるため、県が保有する情報は、本来県民のものという基本姿勢に立って、愛媛県情報公開条例の適正な運用に努め、県民に対する説明責任を全うする。

また、情報公開についての職員の意識啓発や情報公開制度の県民への一層の普及に努める。

(推進事項)

- 愛媛県情報公開条例の適正な運用
- 職員の意識啓発
- 県民への情報公開制度の周知

3 監査機能の充実

(これまでの取組)

専門的知識に裏付けられた、公正でより質の高い監査を行うため、職場研修の充実強化、研修会・講習会への積極的参加、事例研究会・勉強会の開催などにより、予備監査を行う職員の資質向上に取り組むとともに、監査対象を重点化し効率的な監査の実施に努めている。

(今後の方向)

今後の地方自治新時代においては、県が、自己決定及び自己責任を担う分野が拡大することから、これに対応した適正で効率的な行政運営を確保するためには、これまでも増して、監査機能が十分に発揮されることが重要である。

このため、引き続き、監査委員監査の一層の充実に努める。

また、地方自治法の改正により、平成11年4月から導入される外部監査制度については、従来の監査制度との適切な役割分担と緊密な連携の下、その有効活用を図る。

(推進事項)

- 職員の資質向上による監査委員監査の充実
- 監査対象の重点化による効率的な監査の実施
- 外部監査制度の有効活用

4 県民参加の拡充

(これまでの取組)

県政広報番組の提供、新聞紙面・インターネットなどを活用した情報発信、県政広報紙の発行など、県民に対する広報活動を展開するとともに、知事への提言ポスト、政策提言ファクス通信、知事への電子メール、県民世論調査などの広聴活動を通じて、幅広い県民の意見の把握に努めてきた。

また、コンピュータを利用して家庭、事業所等に行政案内情報や統計情報等を提供する行政情報データベースの充実、県民相談プラザや行政資料室における各種情報の積極的な提供などを行ってきた。

(今後の方向)

県民と県政との距離を短くし、県民参加の開かれた県政を推進するため、広報広聴の在り方について検討を行い、テレビ、新聞、印刷物、ニューメディアなどを活用した県政広報活動や情報提供体制の拡充に取り組むとともに、各種の県民参加事業や知事への提言ポスト、電子メール、県政モニター、県民世論調査などの広聴システムの充実に努め、県民や市町村、各種団体との対話を進める。

また、ボランティアやNPOなどの民間非営利部門が、行政と並ぶ公益の担い手として成長しつつある現状を踏まえ、行政と民間非営利部門との協力や役割分担の在り方について研究を進めるとともに、民間非営利部門の意見を行政に反映させる具体的方策について検討する。

(推進事項)

- 広報広聴の在り方の検討
- 県政広報活動や情報提供体制の拡充
- 広聴システムの充実
- 行政とボランティアやNPOなどの民間非営利部門との協力、役割分担の在り方についての研究、民間非営利部門の意見を行政に反映させる具体的方策の検討

VIII 推進体制

「新行政改革大綱」に基づき、本県における行政改革を着実に推進するため、平成11年度から平成13年度までの推進期間中、以下の取組を展開するものとする。

- (1) 副知事を本部長とする「愛媛県行政改革・地方分権推進本部」で「新行政改革大綱」の積極的な具体化を図る。
- (2) 「新行政改革大綱」に基づく行政改革を着実に推進するため、各年度の実施計画を前年度末までに策定し、「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」に報告する。
- (3) 「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」に「新行政改革大綱」の推進状況を報告し、意見・提言を求め、行政改革の取組に反映させる。

新 行 政 改 革 大 綱 策 定 ま だ の 経 緯

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 平成10年 7月23日 | <p>愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議の開催 (検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政改革大綱の策定方針案の検討 ・県民意識調査、庁内調査等の検討 |
| 8月26日 | <p>愛媛県行政改革・地方分権推進委員会の開催 (協議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政改革大綱の策定方針に対する意見交換 ・県民意識調査に対する意見交換 |
| 9月～10月 | <p>県民意識調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革に関する県民意識の把握 <p>庁内調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新大綱に盛り込むことを検討すべき事項の現状・今後の基本方針などの把握 |
| 平成10年11月 ～ 平成11年2月 | <p>調査結果のとりまとめ・整理・分析 新行政改革大綱（案）の作成 愛媛県行政改革・地方分権推進本部での調整・協議</p> |
| 3月15日 | <p>愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議の開催 (検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新行政改革大綱（案）の検討 |
| 3月25日 | <p>愛媛県行政改革・地方分権推進委員会の開催 (協議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新行政改革大綱（案）に対する意見交換 |
| 3月30日 | <p>新行政改革大綱の策定</p> |

愛媛県行政改革・地方分権推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革及び地方分権を円滑に推進するため、愛媛県行政改革・地方分権推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 「行政改革・地方分権推進大綱」の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 地方分権の推進に関すること。
- (4) 国から県への権限委譲に関すること。
- (5) 国、県から市町村への権限委譲に関すること。
- (6) その他行政改革及び地方分権に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、出納長、公営企業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

(幹事)

第6条 推進本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を組織し、推進本部の事務に従事する。
- 4 幹事会の会議は、幹事である総務部次長が招集し、これを主宰する。

(解散)

第7条 推進本部は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部行政改革・地方分権推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

- | | |
|---|----------|
| 1 | 企画環境部長 |
| 2 | 総務部長 |
| 3 | 生活文化部長 |
| 4 | 保健福祉部長 |
| 5 | 経済労働部長 |
| 6 | 農林水産部長 |
| 7 | 土木部長 |
| 8 | 公営企業管理局長 |
| 9 | 教育長 |

別表2（第6条関係）

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 企画環境部次長 |
| 2 | 総務部次長（知事が指定するものに限る。） |
| 3 | 生活文化部次長 |
| 4 | 保健福祉部次長（知事が指定するものに限る。） |
| 5 | 経済労働部次長（知事が指定するものに限る。） |
| 6 | 農林水産部次長（知事が指定するものに限る。） |
| 7 | 土木部次長（知事が指定するものに限る。） |
| 8 | 公営企業管理局総務課長 |
| 9 | 教育委員会事務局管理部長 |

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の行政改革及び地方分権の推進に当たり、県民各界各層の意見を反映させるため、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、愛媛県行政改革・地方分権推進本部長の諮問に応じて、愛媛県の行政改革及び地方分権の推進について必要な事項を調査検討し、意見を具申する。

(委員)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(解散)

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革・地方分権推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員名簿

(50音順：敬称略)

◎：会長 ○：会長代行

| 氏名 | 職名 |
|-------|------------------------------|
| ○一宮能和 | 愛媛経済同友会特別幹事 |
| 伊藤武志 | 愛媛県市長会会長 |
| 岩田芳雄 | 愛媛県労働者福祉協議会会長 |
| 大野憲 | (財)愛媛県教育会理事長 |
| 大元勝美 | 愛媛県信用漁業協同組合連合会会長 |
| 柏谷増男 | 愛媛大学工学部教授 |
| 紀伊野勇人 | 愛媛県青年団連合会会長 |
| 木下良一 | 愛媛県町村会長 |
| 白川京子 | 愛媛県保母会会長 |
| 田中チカ子 | 松山東雲短期大学教授 |
| 寺井信隆 | 愛媛県農業協同組合中央会会長 |
| 中野民子 | えひめ生活センター友の会会長 |
| 東平好史 | 愛媛大学法文学部教授 |
| 二神一 | 愛媛県建設業協会会長 (H11.1.29まで委員) |
| 松本スマ子 | 愛媛県連合婦人会副会長 |
| 村上郁夫 | 愛媛県医師会会長 |
| ◎望月清人 | 松山大学経済学部教授 |
| 矢野順意 | 愛媛県社会福祉事業団副理事長 (H11.2.3まで委員) |
| 横山昭市 | 愛媛大学名誉教授、県調査役 |

委員19名

行政改革に関する県民意識調査結果の概要

【調査の概要】

- 1 調査主題 行政改革の推進に関する県民意識
- 2 調査目的 行政改革に関する県民の意向を把握分析し、県の行政改革の推進に反映させる。
- 3 調査設計
 - 1) 調査地域 愛媛県全域
 - 2) 調査対象 県内に居住する満20歳以上の男女
 - 3) 標本数 1,200人
 - 4) 抽出方法 選挙人名簿から層化二段無作為抽出
 - 5) 調査方法 留置法
 - 6) 調査時期 平成10年9月7日～10月2日
 - 7) 調査機関 愛媛県
- 4 回収結果
標本数：1,200人 回収数：943人 回収率：78.6%

【調査の結果】

1 県の行政サービス、行政改革について

- 県の行政サービスについての感想は、「普通」が34.9%と最も多く、次いで、「やや努力が足りない」が18.5%、「その他・わからない」が15.6%、「努力不足である」が14.3%の順となっている。
平成7年に実施した前回調査では、「もの足りない」が56.8%となっていたの比べ、今回は、「よくやっている」「まあまあやっている」「普通」の合計が51.7%となっている。
- 県の行政サービスについての感想で最も回答の多かった「普通」を選んだ理由は、「前例や慣行にこだわりすぎる」が35.6%、次いで、「なわばり意識が強い」が17.3%、「親切な対応をしている」が15.5%の順となっている。
「よくやっている」「まあまあやっている」を選んだ理由として最も多くの回答を集めたのは、いずれも「親切な対応をしている」（43.2%、38.6%）である。「やや努力が足りない」「努力不足である」を選んだ理由として最も多くの回答を集めたのは、いずれも「前例や慣行にこだわりすぎる」（43.7%、47.4%）、次いで、「新しい企画や発想が苦手」（29.3%、30.4%）、「サービス精神が足りない」（24.1%、23.0%）の順となっている。
- 行政サービスの向上と税金などの負担との関係については、「サービスは向上して欲しいが負担は増やして欲しくない」が52.1%と最も多く、次いで、「ある程度の負担はやむを得ない」が24.3%、「負担が増えるのなら現状のままが良い」が10.7%の順となっている。
- 行政改革については、「推進すべきだ」が49.6%と最も多く、次いで、「大いに推進すべきだ」が29.7%で、合計すると80%近くが推進することに賛成している。

2 行政改革として取り組む個別事項について

- 事務事業の整理合理化については、「事務事業を廃止、縮小、統合する」が53.0%と最も多く、次いで、「民間の経営手法や発想を導入する」が37.9%、「費用対効果を踏まえてコスト意識の徹底を図る」が31.9%の順となっている。
- 許可や認可など県への申請手続については、「必要な書類を簡素にする」が49.8%で最も多く、次いで、「手続の方法をわかりやすくする」が43.4%、「事務処理の期間を短くする」が35.9%の順となっている。
平成7年に実施した前回調査では、18.2%であった「許可や認可そのものを少なくする」が、今回は、29.4%と10%以上増加している。
- 民間委託については、「原則として県が処理し、必要に応じて委託するべきである」が59.8%と最も多く、次いで、「積極的に委託するべきである」が24.4%となっている。
- 補助金等の整理合理化については、「目標を達成したもの、補助等の目的の薄れたものなどを廃止、縮小、統合する」が43.2%で最も多く、次いで、「補助対象、補助率等を見直す」が18.5%となっている。
- 県の組織・機構については、「役割を果たした機関などの統廃合を進める」が48.7%と最も多く、次いで、「類似の仕事を担当する部門間の連絡や調整機能を密にする」が47.2%、「異なる部門間の連絡や調整を密にする」が28.3%の順となっている。
平成7年に実施した前回調査では、35.5%であった「地方局などの出先機関を増やす」が、今回は、10.8%に、また、前回、19.5%であった「新たな業務に対応して部、課を増やす」が、今回は、5.2%に減少している。
- 県の職員数については、「新たな行政課題に対しての増員は行わず、現在の職員数の中で調整し対処する」が48.9%と最も多く、次いで、「必要最小限の増員はやむを得ない」が22.3%、「行政サービスの低下を招くとしても、削減すべき」が14.6%の順となっている。
- 県が出資している公社等各種団体の管理運営については、「団体職員を増やすことなく、適正な配置に努める」が44.2%で最も多く、次いで、「県民のニーズにあった団体を新設するとともに、類似のものや役割を果たした団体を統廃合する」が39.8%、「経営努力により県からの出資を少なくする」が34.8%の順となっている。
- 窓口サービスの向上については、「県庁各課の仕事について便利でわかりやすい工夫をする」が51.5%で最も多く、次いで、「職員の対応マナーを向上させる」が38.6%、「OA機器の導入により事務を迅速に処理する」が35.1%の順となっている。
- 会館等県の施設の整備や管理運営については、「県民のニーズにあったイベント、企画を充実する」が37.6%で最も多く、次いで、「民間経営のノウハウを活用する」が25.3%、「職員の対応マナーの向上を図る」が25.2%の順となっている。

- 今後、県に望む行政改革の取り組みのベスト5は、1位「経費の節減」38.3%、2位「申請手続等の簡素化」24.0%、3位「情報公開の推進」20.3%、4位「財源の重点的、効率的な配分」20.0%、5位「優秀な人材の育成確保」19.9%となっている。

3 その他

- 行政改革の推進についての自由な意見・提言
 - ・前例や慣行にとらわれず、誰にでもわかるような行政改革、県民生活の視点に立った行政改革を進めて欲しい。
 - ・なるべく県民の負担を増やさないように行政改革を推進して欲しい。
 - ・コスト意識の徹底を図り、経費の節減をもっとすべきである。
 - ・不要の事務事業の廃止・縮小・統合に努めて欲しい。
 - ・組織を統廃合することで効率よく業務を進めて欲しい。
 - ・優秀な人材の各部への適正配置を進めて欲しい。
 - ・県民が望んでいることに目を向け、理解できる人材を増やし、公平な行政を行って欲しい。
 - ・前例や慣習にとらわれず新しいものの見方ができる職員の育成を希望する。
 - ・窓口申請手続の際、事務的な対応ではなく分かりやすく説明して欲しい。
 - ・行政の情報化を進め、インターネットによる情報の受発信に取り組んで欲しい。
 - ・許可、認可等の申請事務手続の簡素化を図って欲しい。
 - ・情報公開を通じて県民が施策に対して意見を持つことができるようにして欲しい。 など